

平成30年4月から 国民健康保険制度が変わりました

これまで、国民健康保険は、市町村が運営していましたが、平成30年度からは、都道府県が国保の財政運営の責任主体として加わり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を目指すこととなります。

神奈川県と海老名市の役割

神奈川県の役割	海老名市の役割
財政運営の責任主体	窓口はこれまでどおり
市町村の国保財政の安定化のため 医療費相当額の支払等を行います	資格・保険税・給付・保健事業など 加入者の方と直接関係する事務を担当
保険給付費等交付金を市町村に交付	資格取得・喪失届出受付と被保険者証等の発行・回収
国保事業費納付金を算定し市町村から徴収	国保保険税の決定と徴収
市町村の行う事務の効率化、標準化、広域化を推進	療養費や葬祭費など保険給付の申請受付と支給 特定健診・保健指導などの保健事業

変わらないこと

○国保の届出等の窓口は変わりません

国保の財政運営のしくみは、変わりますが、国保の加入・脱退の手続きや被保険証の交付、医療費（償還払）の申請の受付、各種申請の受付、保険税の賦課・徴収、特定健診、人間ドック助成の実施などは、これまでと同じく、市が窓口となって行います。

変わること

○被保険者証等の様式が変更されました

神奈川県も国保制度の保険者となるため、被保険者証等の様式が変更になります。

現在、交付されている被保険証は、有効期限までお使いいただけます。（変更になる様式：被保険者証・高齢受給者証・限度額適用認定証など）

【現在の被保険者証】

国民健康保険被保険者証		
有効期限	平成30年9月30日	
記号	16 番号	1234567
氏名	エビナ タロウ 海老名 太郎	
生年月日	昭和46年11月1日	性別 男
資格取得年月日	昭和46年11月1日	
世帯主	海老名 太郎	
住所	海老名市勝瀬175番地の1	
交付年月日	平成29年10月1日	
保険者番号	140160	印 保険者名 海老名市

【変更後の被保険者証】

神奈川県国民健康保険被保険者証		
有効期限	平成31年9月30日	
記号	16 番号	1234567
氏名	エビナ タロウ 海老名 太郎	
生年月日	昭和46年11月1日	性別 男
世帯主	海老名 太郎	
住所	海老名市勝瀬175番地の1	
適用開始年月日	昭和46年11月1日	
交付年月日	平成30年10月1日	
保険者番号	140160	印 交付者名 海老名市

○高額療養費多数回該当の通算方法が変更されました

高額療養費制度では、1年のうち、高額療養費の支給が4回以上あった場合（多数回該当）、自己負担額が減額になります。これまでには、他の市町村に住所異動した場合、一度国保の資格がなくなり、高額療養費の該当回数を引き継ぐことができませんでした。平成30年度からは、神奈川県内で他の市町村に住所異動した場合、世帯の継続性（家計の同一性、世帯の連續性）が保たれている場合は該当回数を引き継ぎます。

高額療養費に該当する場合は、市町村から申請の案内が届きます。

平成30年度										
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
神奈川県	海老名市	○				○	○			
	B市		○		○					
C県	C市			○						

4回目
多数回該当

海老名市→B市→C市→B市→海老名市と転居した例。○は高額療養費に該当した月を示します。改正後は、海老名市の1回（4月）にB市の2回（5月・7月）がカウントに加わり、多数回に該当する4回目は8月になります。改正前は8月は2回目となり9月も多数回に該当しません。